

(概要)

☆ いわゆる「2009年問題」について

- 物の製造業務について、平成16年3月1日より労働者派遣事業を解禁物の製造業務の派遣可能期間は、当初1年
→ 平成19年3月1日より最長3年
- 平成18年頃、物の製造業務の請負等から労働者派遣へ切替えが進む
→ 平成21年(2009年)において、最長3年の派遣可能期間が満了
→ 「2009年問題」として指摘

☆ いわゆる「2009年問題」に対する基本的な考え方

- 労働者派遣は、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組み
- 派遣可能期間満了後も当該業務の処理が必要である場合は、基本的には、指揮命令が必要な場合は直接雇用に、指揮命令が必要でない場合は請負によることとするべきもの
- 直接雇用又は請負は、いわゆるクーリング期間(3か月)経過後再度の労働者派遣の受入れを予定することなく、適切に行われるべきもの



☆ 適切な対応を事業主団体等への要請及び周知

- 派遣先となる経営者団体及び労働者派遣や請負を行う事業主団体への要請文の発出

〔要請先〕

- ・ 社団法人日本経済団体連合会
- ・ 社団法人日本人材派遣協会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 社団法人日本生産技能労務協会
- ・ 全国商工会連合会
- ・ 有限責任中間法人日本製造アウトソーシング協会
- ・ 全国中小企業団体中央会
- ・ 有限責任中間法人日本エンジニアリングアウトソーシング協会
- ・ 中部アウトソーシング協同組合

- 労働局において、全国のブロックごとに労働者派遣に係る集中的な周知啓発を行うキャンペーンでの周知啓発の実施

☆ 各労働局における是正指導及び助言の実施